

常滑市公契約条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約の適正な履行及び労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって市民福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約及び市が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。
- （2） 特定公契約 公契約のうち、規則で定めるものをいう。
- （3） 市長等 市長及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者をいう。
- （4） 受注者等 市と公契約を締結する者及び市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（以下「下請負者」という。）をいう。
- （5） 労働者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であって、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に雇用される者及び家事使用人を除く。
 - イ 自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務を請け負い、又は受託する者

（基本理念）

第3条 市は、公契約に係る施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- （1） 公契約の締結に至る過程において、公平性、透明性及び競争性を確保すること。
- （2） 公契約の適正な履行並びに公共事業及び公共サービスの良好な品質を確保すること。
- （3） 労働者等の適正な労働条件を確保すること。
- （4） 地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮すること。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり、公契約に関し必要な取組を実施するものとする。

（受注者等の責務）

第5条 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、公契約に係る業務を適正に履行しなければならない。

2 受注者等は、この条例の目的を踏まえ、公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければならない。

（適正な公契約の締結）

第6条 市長等は、公契約に係る事業の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適正な時期に適正かつ合理的な規模で公契約を締結しなければならない。

2 市長等は、公契約の締結に当たっては、その性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行わなければならない。

(公契約の適正な履行の確保)

第7条 市長等は、公契約の適正な履行を確保するため、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めなければならない。

2 市長等は、予定価格を算出するに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務、資材等の取引価格等を的確に反映して積算しなければならない。

3 受注者等は、公契約の適正な履行を確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第8条 受注者等は、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働条件の確保に努めなければならない。

2 市長等は、特定公契約について、受注者等に対し、前項の労働条件の確保について報告を求めることができる。

3 市長等は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、調査を行うとともに、受注者等に対し必要な措置を採るべき旨の指導を行うことができる。

(市内事業者の受注機会の確保)

第9条 市は、地域経済の健全な発展並びに地域における防災の体制維持及び向上を図るためには、市内に事務所又は事業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）の持続的発展が不可欠であることに鑑み、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

2 受注者等は、公契約に係る業務について、下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の公契約の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。